

委託業務仕様書（企画提案用）

- ・この仕様書は企画提案書等作成用である。
- ・企画提案に基づく選定後、委託者は、企画提案書等を特定した者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 業務の名称

令和8年度埼玉県住生活基本計画等策定支援業務

2 業務の目的

住生活基本法に基づき、本県の住宅政策の基本方針や目標、目標達成に向けた施策などを定めた「埼玉県住生活基本計画」の見直しを行うため、「埼玉県住宅政策懇話会」の運営補助や提言のとりまとめ、次期埼玉県住生活基本計画の計画書案の作成を行う。

また、この見直しと併せて、既に統合している「埼玉県高齢者居住安定確保計画」、「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」に加え、新たに令和5年3月に埼玉県が策定した「埼玉県マンション管理適正化推進計画」も統合し、これらについても見直しを行う。

*次期計画とは、埼玉県住生活基本計画ほか上記3計画全てを指す。

3 業務の内容

本業務では、次のことを行うものとする。

（1）埼玉県住宅政策懇話会の運営補助及び提言（答申）のとりまとめ

有識者等で構成する「埼玉県住宅政策懇話会」について、契約締結日以降の埼玉県住宅政策懇話会（2回を予定）の会議資料及び議事録の作成、懇話会当日の資料説明などの運営補助を行うとともに、令和7～8年度の埼玉県住宅政策懇話会における委員の意見を提言（答申）としてとりまとめる。

（2）次期埼玉県住生活基本計画の計画書案の作成

令和7年度に作成した次期計画の骨子案及び上記（1）の埼玉県住宅政策懇話会の提言をもとに、住宅政策の基本方針、住宅政策の目標、目標達成に向けた施策、施策を評価するための指標について検討を行い、基本計画の案を作成する。

作成に当たっては、令和7年度に集計・分析した住宅に関する統計調査結果をもとに、適宜計画書に必要な統計図表を作成する。

（3）その他計画の見直しに伴い必要な作業の補助

「住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」の指定方針の確定や、国の要請に基づく公営住宅の供給目標量の設定等、国、市町村及び府内の調整や会議等に要する資料の作成を補助する。

4 業務実施上の条件

(1) 主要な技術者の資格要件

業務管理を行う者は、国や地方公共団体が作成する計画書（住生活基本計画等）の策定に関連する業務と同種又は類似の業務に従事した経験を有する者であること。

(2) 必要とする技術的要素

ア 住宅政策全般、土地利用、都市計画、住宅経済、高齢者施策、福祉施策、環境施策等に関すること

イ データ分析に関すること

(3) 貸与資料

ア 埼玉県住生活基本計画

イ 埼玉県高齢者居住安定確保計画

ウ 埼玉県賃貸住宅供給促進計画

エ 埼玉県マンション管理適正化推進計画

オ 埼玉県5か年計画

カ 県が保有する住宅・土地統計調査に係る資料（電子データを含む）

キ 県が保有する住生活総合調査に係る資料（電子データを含む）

ク 埼玉県住宅政策懇話会に係る資料

ケ その他受託者から提供を依頼された資料であって委託者が提供を認めるもの

(4) 業務期間中の資料の提出

埼玉県住宅政策懇話会及び埼玉県住宅政策推進会議が開催される際には、受託者は委託者と協議の上、集計・分析等が完了した資料を提出すること。

(5) 埼玉県住宅政策懇話会の開催予定

埼玉県住宅政策懇話会の開催は、以下のとおり予定している。

開催回数	2回（令和8年6月、7月）
委員数	8名

(6) その他

ア 受託者は、業務受注後、すみやかに本業務の履行に係る業務計画書を作成し、委託者に提出すること。

イ 受託者は、原則月1回、必要に応じて隨時、委託者と業務の進捗に係る打ち合わせの機会を設けること。

ウ 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うこと。

エ 受託者は、委託者が貸与した資料、提供した情報及び本業務の実施により得られた情報の管理を、委託者と協議しつつ、適切に行うこと。

5 業務期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

6 成果品

（1）成果品の提出

本業務成果をとりまとめた電子データを保存したCD-Rを成果品として提出すること。なお、委託者の必要に応じて部分納品を求める場合がある。

（2）成果品の内容、部数、様式等

- ・ 下記2点の電子データ（作成に利用した図表等の電子データも含む。Microsoft Word又はMicrosoft Excelを基本とする。）を保存したCD-R（正、副2枚）

① 埼玉県住宅政策懇話会の運営補助及び提言（答申）のとりまとめ

本業務の成果のうち、埼玉県住宅政策懇話会委員の意見を提言としてまとめたもの。

② 次期埼玉県住生活基本計画の計画書案

本業務の成果のうち、次期埼玉県住生活基本計画の計画書案とその作成に利用した図表等のデータをまとめたもの。

（3）成果品の帰属

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて委託者のものとする。また、受託者は成果品の公表を含め、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。